

当医院からのご案内

◆当医院は、以下の施設基準等に適合している旨、厚生労働省地方厚生(支)局に届出を行っています。

施設基準項目一覧

□医療 DX 推進のための体制整備

当医院では、オンライン資格確認などを活用し、患者さんに質の高い医療を提供するための十分な情報を取得し、診療実施の際に活用しています。

□歯科初診料の注 1 に規定する基準

歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、研修を受けた常勤の歯科医師及びスタッフがおります。

□歯科外来診療医療安全対策加算 1

【患者の皆さんへ 当院における医療安全対策の取り組み】

- ・当院では安全性の高いよりよい医療を提供し、患者さまに安心して治療を受けていただくために、十分な装置・器具を有しております。
 - ・自動体外式除細動器(AED)を設置しており、医療安全に配慮しています。
 - ・医療安全管理対策など、各種の医療安全に関する指針を備えています。
 - ・歯科外来診療において発生した医療事故、インシデント等を報告・分析し、その改善を実施する体制を整備しています。
 - ・患者さまの搬送先として下記の病院と連携し、緊急時の体制を整えています。
- 緊急時連絡先：東京都立荏原病院 電話番号：03-5734-8000
- ・当院は歯科外来医療安全対策加算 1 の施設基準を満たし、届出を行っています。

□歯科外来診療感染対策 1

当院では、院内感染管理者を配置しており、院内感染防止対策について十分な体制を整備しています。

□歯科点数表の初診料の注 16 及び再診料の注 12 に規定する施設基準

情報通信機器を用いた診療を行うのに十分な体制を整備しています。

□歯科治療時医療管理

患者さまの歯科治療にあたり、医科の主治医や病院と連携し、モニタリング等、全身的な管理体制を取ることができます。

□口腔管理体制強化加算

当院は厚生労働省が定めた「口腔管理体制強化加算」の施設基準をクリアした歯科医院です。

歯科疾患または咀嚼・摂食嚥下機能障害に関する、総合的かつ継続的な管理が可能です。

お口のトラブルを未然に防ぎ、お口の健康維持をサポートします。

【主な施設基準】

- ・「歯科医師・歯科衛生士」が規定の人数以上在籍
- ・修復物の維持管理など定期的な診療アプローチといった「口腔管理」や「訪問診療」の実施
- ・口腔内バキュームや滅菌器など「感染症に係る医療安全対策のための設備」の完備
- ・AED・酸素ボンベ・血圧計など「緊急時のための体制」の充実

このほかさまざまな基準をクリアした医院のみ、診療報酬が加算されます。

□歯科訪問診療料の注 15 に規定する基準

在宅で療養している患者さんへの診療を行っています。

□有床義歯咀嚼機能検査 1 の口及び咀嚼能力検査(咀嚼能力)

義歯を装着し咀嚼運動の測定のための分析装置を備えております。咀嚼機能の回復の程度等を総合的に評価し義歯の調整や指導管理を行っております。

□有床義歯咀嚼機能検査 2 の口及び咬合圧検査(咬合圧)

義歯を装着し咬合圧の測定のための分析装置を備えております。咬合機能の回復の程度等を総合的に評価し、義歯の調整や指導管理を行っております。

□手術用顕微鏡

複雑な根管治療及び根管内の異物除去を行う際には、手術用顕微鏡を用いて治療を行っています。

□口腔粘膜処置

再発性アフタ性口内炎に対してレーザー照射による治療を行っています。

□う蝕歯無痛的窩洞形成

無痛のレーザー機器を用いて、充填のためのう蝕の除去及び窩洞形成を行っています。

□歯科技工士との連携 1・2

患者さんの補綴物製作に際し、歯科技工士(所)との連携体制を確保しています。

また、必要に応じて情報通信機器を用いた連携も実施いたします。

□光学印象

患者さんの CAD/CAM インレーの製作に際し、デジタル印象採得装置を活用して、歯型取りなどの調整を実施しています。

□CAD/CAM 冠及び CAD/CAM インレー

CAD/CAM と呼ばれるコンピュータ支援設計・製造ユニットを用いて製作される冠やインレー(かぶせ物、詰め物)を用いて治療を行っています。

□歯周組織再生誘導手術

重度の歯周病により歯槽骨が吸収した部位に対して、特殊な保護膜を使用して歯槽骨の再生を促進する手術を行っています。

□手術時歯根面レーザー応用

歯の歯根面の歯石除去を行うことが可能なレーザー機器を用いて治療を行っています。

□歯根端切除手術

手術用顕微鏡を用いて治療(歯根端切除手術)を行っています。

□レーザー機器

口腔内の組織の切開、止血、凝固等が可能なものとして保険適用されている機器を使用した手術を行っています。

□クラウン・ブリッジの維持管理

装着した冠(かぶせ物)やブリッジについて、2年間の維持管理を行っています。

□ベースアップ評価料

医療現場で働く方々のベースアップを行うことで、人材を確保し、良質な医療提供を持続させるための取り組みです。令和 6 年の 6 月以降、患者さまの診療費のご負担が上がる場合がありますが、医療現場で働く方々のベースアップにすべて充てられますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。